

西海市離島霊柩搬送費補助金について

西海市では、離島地域の方が船舶を利用して霊柩車の搬送を行った場合に要する費用の負担軽減を図るため、標記の補助金制度があります。

離島の範囲（地域）

- 大瀬戸町…松島
- 崎戸町 …江島及び平島

補助対象者

- 西海市の住民基本台帳に記録されている死亡者を霊柩搬送する離島住民
 - 死亡者が住民ではないが、霊柩搬送する者が離島地域の住民
 - 死亡者が離島地域の住民であるが、霊柩搬送する者が離島地域外の遺族・親族
- ※死亡者または霊柩搬送する者のどちらかが、離島地域の住民であれば補助の対象となる。

補助対象船

- (1号) 特殊用途自動車一般旅客定期航路事業所の運航する船舶
- (2号) 海上運送法に基づく許可又は届出が完了している船舶

補助額

上記の船舶を利用した場合の航送料（霊柩搬送目的の霊柩車の往復分）全額
ただし、6m未満の航送料相当額を上限とする。

申請書類

- 西海市離島霊柩搬送費補助金交付申請書（様式第1号）

添付書類 火葬場使用料の領収書

- ① 葬儀業者が航送料を立替で支払っている場合は、葬儀業者からの支払確認書（別紙に記入してもらってください）
※業者の証明が困難な場合は、市担当までご相談ください。

- ② 霊柩車の搬送に係る領収書（霊柩搬送目的の往復分）

上記の①又は②の書類の添付があれば、次の葬儀費用の添付は不要です。

- 葬儀にかかる費用の請求書（霊柩搬送費用が記載された明細書）
- 葬儀にかかる費用の領収書

- 補助金交付請求書

添付書類 補助金の振込先の通帳の写し（口座の記号・番号が記載された部分）
 その他（ キャッシュカードの写し等 ）

【注意】補助金申請される場合は、火葬を行った日の月の翌月末までに提出してください。

申請書提出先

西海市役所 環境政策課 または、各総合支所及び各出張所